（＊受付印）
神奈川県
選挙管理委員会
令和 －8.5.27 収受
第 1907 号

収支報告書

（その１）

令和 7 年分

※該当箇所に☑してください。

政治団体の区分
☐ 政党の支部
☑ その他の政治団体（後援会等）
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 全国（２都道府県以上）　☑ 神奈川県内

（ふりがな）（よしおかけんじこうえんかい）

1 政治団体の名称　吉岡けんじ後援会

2 主たる事務所の所在地　神奈川県鎌倉市手広3丁目27番地4号

3 代表者の氏名　吉岡寛史

4 会計責任者の氏名　吉岡亜矢

事務担当者の氏名　吉岡亜矢

連絡先（電話番号）　080 － 5429 － 9789

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
☐ 無
※以下 指定「有」の場合のみ記載
公職の種類：衆議院議員神奈川第五区選挙区
（現職・候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名：吉岡寛史

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名：吉岡寛史
公職の種類：衆議院議員
（現職・候補者等）

＊この部分は何も記載しないでください。

＊	団体区分	団体コード	受付者	区分	処理
	政・国・資・他 81	9498		N・K・G・他	

(※)資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで
※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

		金額（十億 百万 千 円）
ア　収　入　総　額　(ア)＋(イ)	01	1,000,000
(ア)　前年からの繰越額	02	0
(イ)　本年の収入額	03	1,000,000
イ　支　出　総　額	04	1,000,000
ウ　翌年への繰越額　（アーイ）	05	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		金額（十億 百万 千 円）
金　額	06	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	07	0人

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分		金額（十億 百万 千 円）	備考
(ア) 個人からの寄附	08	1,000,000	
（うち特定寄附）	09	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	11	0	
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	12	1,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	13	0	
イ　政党匿名寄附	14	0	
合　計　（ア　＋　イ）	15	1,000,000	

（その７）

(7) 寄附の内訳												寄附者の区分（右のいずれかを○で囲む）	個人・法人その他の団体・政治団体		
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円							年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
01												・ ・			
02												・ ・			
03												・ ・			
04												・ ・			
05												・ ・			
06												・ ・			
07												・ ・			
08												・ ・			
09												・ ・			
10												・ ・			
11												・ ・			
12												・ ・			
このページの小計															
その他の寄附							1	0	0	0	0				
合計							1	0	0	0	0				

注1　寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。

2　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載し、５万円以下の寄附は一括して記載してください。

3　この用紙が２枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

	項目		金額	備考 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
ア 経常経費	1 人件費	01	0	0
	2 光熱水費	02	0	0
	3 備品・消耗品費	03	0	0
	4 事務所費	04	0	0
	小計（1+2+3+4）	05	0	0
イ 政治活動費	5 組織活動費	06	0	0
	6 選挙関係費	07	0	0
	7 機関紙誌の発行その他の事業費の計 ((1)+(2)+(3)+(4))	08	0	0
	(1) 機関紙誌の発行事業費	09	0	0
	(2) 宣伝事業費	10	0	0
	(3) 政治資金パーティー開催事業費	11	0	0
	(4) その他の事業費	12	0	0
	8 調査研究費	13	0	0
	9 寄附・交付金	14	0	0
	10 その他の経費	15	10000	0
	小計 (5+6+7+8+9+10)	16	10000	0
合計（ア＋イ）		17	10000	0

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（下のいずれかを○で囲む） 組織活動費　選挙関係費　機関紙誌の発行事業費　宣伝事業費 政治資金パーティー開催事業費　その他の事業費　調査研究費 寄附・交付金　その他の経費	細目別区分 諸経費

	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
01			・ ・			
02			・ ・			
03			・ ・			
04			・ ・			
05			・ ・			
06			・ ・			
07			・ ・			
08			・ ・			
09			・ ・			
10			・ ・			
11			・ ・			
12			・ ・			
このページの小計						
その他の支出		10000				
合計		10000				

注1 項目別区分は、**いずれかを○で囲んでください。**
2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
3 1件（数回にわたってなされたときは、その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア　土　　地	□	☑		
02	イ　建　　物	□	☑		
03	ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑		
04	エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑		
05	オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑		
06	カ　金銭信託	□	☑		
07	キ　有価証券	□	☑		
08	ク　出資による権利	□	☑		
09	ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑		
10	コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑		
11	サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑		
12	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。
　2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

(その20)

宣　　誓　　書

添 付 書 類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　5　月 25 日

政治団体の名称　吉岡 けんじ後援会

会計責任者の氏名　吉岡 亜矢

〈解散の場合のみ〉
代 表 者 の 氏 名

注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金収支報告書

令和８年 5 月 25 日

吉岡けんじ後援会
代表　吉岡憲史　殿

登録政治資金監査人　茅野昭一
登録番号　第　４９０８　号
研修終了年月日　平成 27 年 7 月 22 日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９号の１３第１項の規定に基づき、吉岡けんじ後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、吉岡けんじ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該吉岡けんじ後援会に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項

に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

吉岡けんじ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、吉岡けんじ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以　上